[保育室の設置階別] 建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階: 1階

施設計画・施工をする際には,建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで,助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「家庭的保育等基準」)・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが,このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別(関係所管の指導含)指導などもあると思われますので,法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

1年500ノエ]た11万人	1 4 9 0				
創設の 場合 (新築工事)	修繕の 場合 (改修工事)	□ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した □ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の 「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 □ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記 1)及び 2)にチェック) 1) □ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 □ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 (保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方 (例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した			
<u></u>	<u></u>				
区域・地域地区等 の条件の確認		□ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)~3)全てにチェック) 1) □都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) □防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) □住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上			
<u> </u>					
都市計画等		□ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)			
構造であるが	かの確認	□耐火建築物 □イ準耐火建築物 □□準耐火建築物 □その他			
<u></u>					
避難経路・防火区画等 の確認		□ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) □ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び,屋外,道路への避難ルートがわかる図面の添付 2) □ 地域の認可外保育施設届出先(以下保育課等)へ確認済 (下記チェック) □ 2方向避難が必要 □ 2方向避難は不要 □ 区画(防火・防煙・114条)について建築士が建築基準法関連規定適合の確認した。(下記チェック) □ 区画の必要性を確認済みであり、区画図を作成している。 □ 区画は不要(協議内容等を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している)			
Ţ.					
玄関・屋外避難口への歩行距離の確認		□ 歩行距離の基準を満たしている。 (下記チェック) □ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす □廊下と階段の内装が準不燃以上 120m以下 / □(左記以外)100m以下 □ 主要構造部が準耐火構造に満たない場合の歩行距離をみたす(60m以下)			
<u></u>					
保育室・遊り 「採光・換気・ の基準を満た ことの確	・排煙等」 こしている	探光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)~3)確認の上、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1)			
<u> 1</u>					
事前協議 (予め確認		事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 □建築指導課等() □消防署() □保育課等(
そのイ	也	□ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認している。 □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある(下記1)~2)確認の上チェック) □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない 1) □ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請, 運営にあたっての留意事項」の105番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。 2) □ 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。			

[保育室の設置階別] 建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階: 2階

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「家庭的保育等基準」)・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別(関係所管の指導含)指導などもあると思われますので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

ことをご確認の上提出願い	<i>\</i> इंड			
場合 場合 は新築工事) (改作	□ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した □ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 □ 確認申請(用途変更等)を提出予定 □ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)及び2)にチェック) 1) □ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 □ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方 2) □ (例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した			
	▽ □ 認可外保育施設の設置ができる,区域,地域・地区である。 (下記1)~3)全てにチェック)			
区域・地域地区の条件の確認	1) □採古卦両で帰内(□古符)にでは □古符(ル調敷では □ではで△北塾寺) □保吾所田冷塾豊かどの判定し			
都市計画等に即じ構造であるかの確	口 間入是来物 口 1年間入是来物 口 1年間入是来物 (旧田九(水自城) 57曜間 50岁)			
 				
2つの直通階段など 避難経路、防火区 の確認	ろ (避難ルート2)・ □屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □待避上有効かバルコニー			
Û				
直通階段等への歩行の確認	□ 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック) □ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす □廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / □(左記以外)50m以下 □ 歩行経路の重複区間は1/2以下である			
Û				
保育室・遊戯室等 「採光・換気・排煙 の基準を満たしてい ことの確認	等」			
ŢŢ				
事前協議の確認 (予め確認のこと				
その他	□ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し、保育室を2階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。 □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある(下記1)~2)確認の上チェック) □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない 1) □ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の105番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。 2) □ 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。			

〔保育室の設置階別〕建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階: 3 階	É	i
----------	---	---

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「家庭的保育等基準」)・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別(関係所管の指導含)指導などもあると思われますので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

ことをこ唯認の上述	正山原いより。					
創設の 場合 (新築工事)	修繕の 場合 (改修工事)	□ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した □ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 □ 確認申請(用途変更等)を提出予定 □ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)及び2)にチェック) 1) □ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 □ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 (保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方 2) □ (例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した				
	V	□ 認可外保育施設の設置ができる。区域、地域・地区である。(下記1)~3)全てにチェック)				
区域・地域地区等 の条件の確認		 □ 総刊介保育施設の設置ができる。 (P記) ~3) 主 (にデェック) 1) □都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) □防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) □住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上 				
1	·					
都市計画等構造である	かの確認	□ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) □ 耐火建築物 ※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より,耐火建築物が求められます。				
1	7	□ 避難終改がある (下記1) 及752)に手ェック)				
2つの直通階段などへの 避難経路、防火区画等 の確認		□ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) □ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び,屋外,道路への避難ルートがわかる図面の添付 2) □ 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記 い,ろにチェック) い(避難ルート1):□屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □屋外階段 ろ(避難ルート2):□屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 □屋外階段 □ 区画(防火・防煙・114条)について建築士が建築基準法関連規定に適合していることを確認した。(下記チェック) □ 区画の必要性を確認済みであり、区画図を作成している。 □ 区画は不要(協議内容等を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している) □ 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている(下記のいずれかにチェック) □防火区画+特定防火設備 □スプリンクラー設備他 □その他(
	Ļ					
直通階段等への歩行距離の確認		□ 歩行距離の基準(を満たしている。(下記チェック) □ 歩行距離は30m以下である。 ※「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」において制限があります。 □ 歩行経路の重複区間は1/2以下である				
1	,					
保育室・遊戯室等が 「採光・換気・排煙等」 の基準を満たしている ことの確認		□ 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)~3)確認の上、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) □ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) □ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上(S55告示1800号/H30年改正) 2) □ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している 3) □ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) □ 一居室単位で採光確保 □ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) □ 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) □機械換気(換気扇・設備) □自然・機械換気併用 □ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している。				
	,					
事前協議として、。 図を提示し、問題 チェックし、協議労		事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、 <u>別紙様式</u> にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、 <u>協議先及び担当者</u> を記載してください。 □建築指導課等() □消防署() □保育課等(
その	他	設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を3階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。(避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防炎処理等についても御確認願います) 歩行可能なルーフテラス、屋上がある(下記1)~2)確認の上チェック) 歩行可能なルーフテラス、屋上がない 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の105番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。 2) □ 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。				

〔保育室の設置階別〕建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階	: 4	階以.	H

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「家庭的保育等基準」)・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別(関係所管の指導含)指導などもあると思われますので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

ことをご確認の上	<u> </u>					
創設の 場合 (新築工事)	修繕の 場合 (改修工事)	□ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した □ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 □ 確認申請(用途変更等)を提出予定 □ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)及び2)にチェック) 1) □ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 □ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 (保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方 2) □ (例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した				
	<u> </u>					
区域・地域地区等 の条件の確認		 □ 認可外保育施設の設置ができる,区域,地域・地区である。(下記1)~3)全てにチェック) 1) □都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)→保育所用途設置などの判定上□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) □防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上3) □住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上 				
	<u> </u>					
都市計画領構造である		□ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) □ 耐火建築物 ※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より、一般に耐火建築物が求められます。				
	<u> </u>					
2つの直通階段などへの 避難経路、防火区画等 の確認		□ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) □ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び,屋外,道路への避難ルートがわかる図面の添付 2) □ 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記 い,ろにチェック) い(避難ルート1): □屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □屋外避難階段 ろ(避難ルート2): □屋内特別避難階段 □屋内特別避難階段 □耐火構造の傾斜路 □屋外避難階段 □ 区画(防火・防煙・114条)について建築士が建築基準法関連規定に適合していることを確認した。(下記チェック) □ 区画の必要性を確認済みであり、区画図を作成している。 □ 区画は不要(協議内容等を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している) □ 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている (下記のいずれかにチェック) □防火区画+特定防火設備 □スプリンクラー設備他 □その他(
	I	口切べ区画「行足切べ成補」ロハノプジノノ 政補他 口でが他(
直通階段等への歩行距離の確認		□ 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック) □ 歩行距離は30m以下である。 ※「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」において制限があります。 □ 歩行経路の重複区間は1/2以下である				
	Ļ					
保育室・遊戯室等が 「採光・換気・排煙等」 の基準を満たしている ことの確認		採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)~3)確認の上、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1)				
	ļ					
事前協議の確認 事前協議の確認 (予め確認のこと) □建		事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、 <u>別紙様式</u> にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、 <u>協議先及び担当者</u> を記載してください。 □建築指導課等() □消防署(□保健所() □保育課等(
そ の)他	設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を4階以上に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。(避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防炎処理等についても御確認願います) 歩行可能なルーフテラス、屋上がある(下記1)~2)確認の上チェック) 歩行可能なルーフテラス、屋上がない 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事1) 項」の105番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。 2) 日上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。				

[保育室の設置階別] 建築整備内容の法令・基準チェックシート1(記載例)

設置階:

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準」(以下「家庭的保育等基準」)・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の 内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別(関係所管の指導含)指導などもあると思われますので、法令が順守されている

ことをご確認の上提出願います。 ☑ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した ☑ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合,保育所利用の床面積が200㎡を超える場合,建築基準法上 創設の 修繕の の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 場合 場合 □ 確認申請(用途変更等)を提出予定 ☑ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)及び2)にチェック) 1) □ 既存用途が類似用途(保育所, 児童福祉施設他)であり, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済 (新築工事) (改修丁事) ✓ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方 2) ☑ (例:建築士名,資格番号)により確認されたことを図面内に明記した ΊÌ ΊĻ ☑ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)~3)全てにチェック) 1) ☑都市計画区域内(☑市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)→保育所用途設置などの判定上 区域·地域地区等 □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 の条件の確認 ☑準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 2) 口防火地域 3) ☑住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上 ĺĹ ☑ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) 都市計画等に即した □ 耐火建築物 ☑ イ準耐火建築物 □ ロ準耐火建築物(届出先[保育課]の確認が必要) 構造であるかの確認 ※2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、一般にイ準耐火建築物以上が求められており、 耐火建築物及び準耐火建築物ではない構造は認められません。 Д ☑ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☑ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び,屋外,道路への避難ルートがわかる図面の添付 2) ☑ 2階保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記 い, ろにチェック) い (避難ルート1): ☑屋内階段 □屋外階段 2つの直通階段などへの ろ (避難ルート2): □屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □待避上有効なバルコニー 避難経路、防火区画等 □準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☑屋外階段 の確認 ※2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、緩和措置はありません。上記の中から選択してください。 ☑ 区画(防火・防煙・114条)について建築士が建築基準法関連規定に適合していることを確認した。(下記チェック) ✓ 区画の必要性を確認済みであり、区画図を作成している。 □ 区画は不要(協議内容等を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している) ☑ 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック) 直通階段等への歩行距離 ✓ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす ☑廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / □(左記以外)50m以下 の確認 ☑ 歩行経路の重複区間は1/2以下である Д 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。 (下記1)~3)確認の上、全てに ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 保育室・遊戯室等が 1) ✓ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) □ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 「採光・換気・排煙等」 2) ☑ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している の基準を満たしている 3) ✓ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) □ 一居室単位で採光確保 ことの確認 ▽ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ✓有効窓開口面積1/20以上(自然換気)
□機械換気(換気扇・設備)
□自然・機械換気併用 ☑ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。 Û 事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画 図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等に 事前協議の確認 チェックし、協議先及び担当者を記載してください。 (予め確認のこと) ☑建築指導課等(協議先:○○市 建築指導課○○係 ○○様) ☑消防署(協議先:○○消防署予防課 ○○様 ☑ 保健所(協議先:○○市保健所 ○○様)) ☑保育課等(協議先:○○市保育課 ○○様

設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し、保育室を2階に設ける場合の条件 も確認のうえ、施設計画、作図をしている。

☑ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある (下記1)~2)確認の上チェック) 🗆 歩行可能なルーフテラス、屋上がない

歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の105番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。

2) 🗆 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。

その他

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 事前協議確認用別紙

(各機関へは予め計画図	が足りない場合は適宜追加すること。 <u>尚、</u> を提示し,問題点や指導事項を確認、協議	时に担拗かない場合についても、指摘 が を行ってください。)	いない百割	<u> 5戦し (く/にさい。</u>)	
<u>建築指導課等</u> ■地方公共団体におい	対応者: て定める認可外保育施設の設置基準に	- 適合している			
■地分五兴四座に初い	<u>てたのる恥可が休日心成の成員拳手に</u>	<u></u>			
■ /2.女妆·孙·尔·凯哭·H□□	これませいに関数はないとしませるよい				
	fが市街化調整区域にあたらない。 区域にあたる場合であっても地方公共団	体において保育施設の設置が認めら	れている。	-	
■保育施設の整備につ 1) □ 既存建物を改	いて (下記チェック) は修する計画であり、かつ確認申請(用途	き変更含む)が必要である			
2) 口 既存建物を改	(修する計画であるが、確認申請(用途)	変更含む)は不要である			
3) □ 新築の計画で	あり、確認申請が必要な整備計画であ	ঠ			
確認日	確認自治体・担当課		担当	á 課職員名	
消 <u>防</u>	対応者:				
	1誘導灯の設置、消防用設備について、	消防法や条例等の基準を満たしてし	<u>いる。</u>		
確認日	確認自治体・担当課		担当	á課職員名	
<u>保育課等(認可外保育</u> ■地域枠を設定する場	<u>施設の届出先)</u> 対応者: 合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設	を定とする観点から、地方公共団体に	祖談を行	รว ักร	
■「家庭的保育事業等	の設備及び運営に関する基準」及び「認	<u>ママックの表現の表現の表現の表現の表現の表現である。</u>	<u>と準を満た</u>	:している。	
確認日	確認自治体·担当課		担当	台課職員名	
<u>保健所</u> ■調理施設について 施	対応者: 5設定員に応じた食品衛生法等の基準	を満たしている			
<u>— #*** - # // は ア / に 、 / </u>	<u> </u>	CAPICO CV WO			
Th==7 C	76-27 de V/ LL 19 V/ 200		18 -	, === T#h == #2	
確認日	確認自治体・担当課		担当	á課職員名 ————————————————————————————————————	
≣ 業 主:	設計者:			_	
	印 和る施設計画図面との関連性を考慮しており,助成申請図	3=1.44c++7.1-2(c-2)(G), v, +1.++	印	※児童育成協会使用欄	

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 事前協議確認用別紙(記載例)

事前協議の確認内容(欄が足 (各機関へは予め計画図を提	とりない場合は適宜追加すること 「示し,問題点や指導事項を確認	c。 <u>尚、特に指摘がない場合</u> R、協議を行ってください。)	たについても、指摘がない旨記載してくた	<u>さい。</u>)
建築指導課等		△設計事務所 △△		
	こめる認可外保育施設の設置			
			(設置箇所:〇〇〇、位置:〇〇〇、仕	☀:○○○)
・排煙告示について確認した。				
		商用されるため 多日的トイト	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	へて確認した。
	と幅(有効1.5m)について確認した。		COM OCIONAL DE DOUGLE DE	Сидилоте
(上記、詳細協議内容に		-0		
または、市街化調整区域	市街化調整区域にあたらない にあたる場合であっても地方な 所が市街化調整区域にあたらない	・ 公共団体において保育施	<u>段の設置が認められている。</u>	
■保育施設の整備について	・(下記チェック)			
	する計画であり、かつ確認申請	生(田冷亦再合む)が必亜	フルキス	
2) 口 既存建物を改修	する計画であるが、確認申請 する計画であるが、確認申請)、確認申請が必要な整備計	(用途変更含む)は不要で		
			こ。 と。 構造上、積載荷重についても問題な	ハニとを確認した
一円座及史即かZUUIIIで超/	でのため、唯秘中間」が必安CMC	こ、よって唯祕中間を1777人	こ。 1円坦工、1貝戦1円里にノいても问題は	いっこでは能感した。
確認日 <u>2021.5.18</u>	確認自治体∙担当課	〇〇市建築指導課	担当課職員名	○○様
<u>肖 防</u>	対応者:△∠	△設計事務所 △△		
<u>■避難経路及び避難口誘</u>	<u>導灯の設置、消防用設備に</u> ご	ついて、消防法や条例等の	<u>)基準を満たしている。</u>	
・避難経路及び誘導灯、非	常用放送他消防設備の事前確	認。屋内消火栓は不要であ	ることを確認した。	
・厨房部分の火気容量、天	井、壁仕上げ、ダンパー、フード仕	・様について確認した。 (電磁	調理機器は火気器具に該当しない、〇〇	00~)
•敷地内通路等、避難関連	について確認した。(図面通りで	問題ない。)		
確認日 2021.5.26	確認自治体•担当課	〇〇市消防署予防課	担当課職員名	〇〇様
***		1		
	<u>役の届出先)</u> 対応者: <mark>△∠</mark>			
			地方公共団体に相談を行っている。	
・当地域は市内で保育ニー	ズが高い地域であり、潜在的保育	「ニーズがあることを確認した。		
			<u>導監督基準」の基準を満たしている。</u>	-
・避難経路について確認した	こ。(2方向避難が必要と指摘を受	きけた。)		
・面積の算定について確認し	た。(家具等、有効面積に算定)	されない部分を確認した。)		
・採光面積について、認可係	R育施設同等が求められることをG	在認した。		
・衛生についても十分に配慮	まするように求められた。			
次=刃□ 2021 5.0 0	莎 罗白公开 - 40 火==	〇〇本伊玄神	七 少	○○ /
確認日 2021.5.26	確認自治体・担当課	〇〇市保育課	担当課職員名	
<u>保健所</u>	対応者: △ ∠	△設計事務所 △△		
■調理施設について、施設	定員に応じた食品衛生法等(<u>の基準を満たしている。</u>		
	2層シンクが必要。 グリーストラップ		に慮するよう求められた。	
確認日 2021.5.26	確認自治体・担当課	〇〇市保健所	担当課職員名	〇〇様
(株)0000			事務所	
(株)00000 業主: 00取		†者: △△建築士		_
2,34				
	ED		印 ※児童育	成協会使用欄